

野田市談合情報対応マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、市が発注する建設工事又は製造の請負、物品の購入及び測量、調査、設計等の業務委託その他契約（以下「建設工事等」という。）の入札について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条及び第8条第1号、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6及び入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項の規定に違反すると思料される情報（以下「談合情報」という。）があった場合の取扱い方法等を定めることにより、契約事務の公正と事業の円滑な執行を確保するものとする。

第2 一般原則

1 談合情報・通報者の確認等

- (1) 市が発注する建設工事等について、談合情報があった場合その談合情報を受けた者は、当該情報の提供者（談合に関与した者又は談合が行われている場にいた者等。以下「情報提供者」という。）の氏名、連絡先等を確認の上、直ちに野田市公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の事務局へ通報すること。
- (2) 報道機関による報道又は通報等（以下「新聞報道等」という。）により談合情報を把握した場合には、報道機関名、内容等を確認の上、調査委員会の事務局（以下「事務局」という。）へ通報すること。

また、新聞報道等によって談合情報を得た場合は、当該情報は情報提供者から直接通報されたものとみなし、報道活動に支障のない範囲で、談合情報の出所等を明らかにするよう報道機関に対し要請すること。

なお、談合情報の出所を秘匿するとされた場合には、報道機関において把握しているものとみなし、談合情報の出所が明らかであるとして取り扱うこと。

- (3) 談合情報の対応に係る職員その他談合情報の対応に関与した職員は、当該談合情報提供者の氏名、連絡先その他の職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。人事異動等でその職を退いた後も同様とする。

2 報告

事務局は、1(1)により、談合情報の通報を受けた場合には、談合情報報告書(別記様式第1)により、速やかに調査委員会の委員長(以下「委員長」という。)に報告を行うこと。

なお、事務局において、新聞報道等により、談合情報を把握した場合も報告を行うこと。

3 調査委員会の招集及び審議

委員長は、2により事務局からの報告を受けた場合、調査委員会を招集し、当該談合情報について第3に定めるところにより「調査に値するか否か」について審議するものとする。

4 公正取引委員会及び千葉県警察への通報等

- (1) 第3に定めるところにより調査委員会が審議した結果、「調査に値する」と判断された場合は、公正取引委員会及び千葉県警察に通報するものとする。

- (2) 公正取引委員会及び千葉県警察への通報等は、「調査に値する」場合の談合情報に関する資料の写しを送付する。

5 報道機関との対応

- (1) 談合情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合には、事務局が対応すること。

- (2) 談合情報については、公正取引委員会及び千葉県警察が行う業務の遂行の妨げにならないよう、発注者側から外部に対し積極的に談合情報を公表するものではないことに留意するとともに、報道機関(当該談合情報の提供を受けた報道機関に限る。)又は情報提供者から求めがあった場合に限り、公正取引委員会及び千葉県警察へ通報している旨を明らかにすること。

第3 調査に値するか否かの判断

- 1 落札者決定前に談合情報を把握した場合(別添1フロー図参照)

当該談合情報が次の基準（調査に値するか否かの基準）に該当するか否かを判断すること。

なお、調査委員会において「調査に値しない」と判断された場合であっても、入札に際しては辞退者を含む全ての入札参加者（競争参加資格を確認した者及びその後に辞退した者をいう。以下同じ。）から誓約書（別記様式第4）を提出させるとともに、入札に係る警告事項「別紙2」を交付し、同時に必要に応じて工事内訳書又は積算内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求め積算担当者によるチェックを行うこと。

- (1) 情報提供者の氏名及び連絡先並びに次の情報が明らかである。
 - ア 発注機関に直接通報する者（報道機関を除く）の氏名及び連絡先
 - イ 対象建設工事等の名称及び落札予定業者
 - (2) 情報提供者は明らかではないが、前記(1)のア、イの情報が明らかであること、市と継続して連絡を取ることが可能であること、かつ、公正取引委員会及び千葉県警察への連絡先の提供を承諾した者の場合であって、更に次に示す情報のいずれかが含まれている。
 - ア 談合に関与した業者名
 - イ 談合が行われた日及び場所並びに具体的な談合の方法
 - ウ 落札予定金額
 - エ 特定の業者から入札金額を指示されている
 - オ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報（別記1による）
 - (3) 入札参加者（入札参加希望者を含む）から提出された資料において、談合の可能性が疑われる。
 - (4) 談合の根拠となる具体的な資料の提出があり、談合の可能性が疑われる。
 - (5) 類似する談合情報及び入札結果等を勘案し、信憑性が高いと認められる。
- 2 落札者決定後、契約締結前に談合情報を把握した場合（別添2フロー図参照）
- 落札者決定後においては入札結果を公表しており、落札者及び落

札金額は既に関連に供されていることに留意し、「調査に値するか否か」を判断すること。

3 契約締結後に談合情報を把握した場合（別添3フロー図参照）
前記2と同様に判断すること。

4 開札日時の変更等

開札前に談合情報が寄せられたが、直ちに公正入札調査委員会を開催することができない場合その他やむを得ない事情があるときは、必要に応じて、開札日時の変更等により対応するものとする。

第4 具体的な対応

調査に値すると判断した場合は、原則として、次に従い対応すること。

1 落札者決定前に談合情報を把握した場合

(1) 事情聴取

辞退者を含む全ての入札参加者に対して行うものとする。

事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日に行うか、又は、入札日を延期した上で行うこと。

事情聴取等において、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、(2)により対応すること。

事情聴取結果については、事情聴取書（別記様式第3）を作成し、調査委員会に報告するとともに当該書面の写しを公正取引委員会及び千葉県警察へ送付する。

(2) 談合の事実があったと認められる場合の対応

ア 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、野田市契約事務規則第23条又は野田市電子入札約款第6条第1項を適用し、入札の執行を取り止めるものとする。

また、その旨を公正取引委員会及び千葉県警察に速やかに通報するものとする。

なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)第10条の規定による通知を併せて行うものとする。

イ 指名停止措置等を行う。

ウ 入札方式の変更又は入札参加資格要件を再検討し、再度入札を執行する。

(3) 談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、辞退者を含む全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札に係る警告事項を交付し、警告をした後に入札を行うこと。

また、誓約書の写しを公正取引委員会及び千葉県警察に送付するものとする。

イ この場合、辞退者を除く全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し、内訳書を提出させること。

ただし、内訳書の提出を求めることとしていない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ内訳書の提出を要請する時間的余裕がない時は、発注の遅れによる影響、内訳書チェックの必要性等を考慮の上、内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は内訳書の提出を要請の上、入札開始時刻の繰り下げ等により入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

ウ 入札には、積算担当者(当該工事の積算内容を把握している職員)が立会い内訳書をチェックすること。

エ 内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、(2)により対応すること。

オ 入札終了後に、開札調書等の写しを公正取引委員会及び千葉県警察に送付する。

2 落札者決定後、契約締結前に談合情報を把握した場合

(1) 調査委員会への報告

談合情報があった場合には、野田市契約事務規則第23条又は野田市電子入札約款第6条を準用し、契約を保留し、調査委員会に報告してその取扱いを審議する。

調査委員会の審議の結果、「調査に値しない」と判断された場合

は、落札者と契約する。

(2) 公正取引委員会及び千葉県警察への報告

調査委員会の審議の結果、「調査に値する」と判断された場合は、その旨を通報し、併せて開札調書等の写しを送付する。

(3) 事情聴取

調査委員会の審議の結果、事情聴取が必要と認められた場合は、辞退者を含む全ての入札参加者に対して速やかに事情聴取を行うこと。

事情聴取結果については、事情聴取書を作成し、調査委員会に報告するとともに当該書面の写しを公正取引委員会及び千葉県警察に送付する。

(4) 談合の事実があったと認められる場合の対応

ア 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、野田市契約事務規則第18条第7号又は野田市電子入札約款第8条第14号を適用し入札を無効とするとともに、落札者の決定を取り消すものとする。

また、その旨を公正取引委員会及び千葉県警察に通報する。

なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)第10条の規定による通知を併せて行うものとする。

イ 指名停止措置等を行う。

ウ 入札方式の変更又は入札参加資格要件を再検討し、再度入札を執行する。

(5) 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、辞退者を含む全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札に係る警告事項を交付し、警告の上、落札者と契約を締結すること。

また、誓約書の写し及び開札調書の写しを公正取引委員会及び千葉県警察に送付する。

3 契約締結後に談合情報を把握した場合

(1) 調査委員会への報告

談合情報があった場合には、調査委員会に報告してその取扱い

を審議すること。

(2) 事情聴取

調査委員会の審議の結果、「調査に値する」と判断された場合は、辞退者を含む全ての入札参加者に対して速やかに事情聴取を行うこと。

また、事情聴取結果については、事情聴取書を作成し、調査委員会に報告するとともに当該書面の写しを公正取引委員会及び千葉県警察へ送付する。

(3) 談合の事実があったと認められる場合の対応

ア 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、建設工事等の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断するものとする。

また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会及び千葉県警察に通報する。

なお、入札契約適正化法第10条の規定による通知を併せて行うものとする。

イ 指名停止措置等を行う。

ウ 契約を解除した場合、建設工事等が履行されていない部分について、入札方式の変更又は入札参加資格要件を再検討し、再度入札を執行する。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、辞退者を含む全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札に係る警告事項を交付し、警告を行うものとする。

また、誓約書の写し及び開札調書の写しを公正取引委員会及び千葉県警察に送付する。

第5 個別手続の手順等

第4に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

事務局は、入札談合に係る通報を受けた場合には、談合情報の内容を談合情報報告書にまとめること。

2 公正取引委員会及び千葉県警察への通報等

- (1) 公正取引委員会及び千葉県警察への通報等は、総務部長が行うものであること。
- (2) 公正取引委員会及び千葉県警察への通報等の様式は、別記様式第2とする。
- (3) 総務部長は、最初の通報を行った後、公正取引委員会及び千葉県警察へは、その結果の報告を通報するとともに手続の各段階での事情聴取書、誓約書、開札調書の写し等必要書類を添え、まとめて送付することができる。

3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、委員長が指名した複数の委員及び職員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、別紙1を参考として一者ずつ会議室等に呼び出し必要事項について聞き取りを行うこと。
- (3) 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するなど、情報管理を徹底すること。
- (4) 事情聴取の対象者に対しては、事情聴取内容を他者に話すことがないよう徹底すること。
- (5) 事情聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

4 内訳書のチェックの方法

- (1) 内訳書のチェックは、委員長が指名した複数の職員により行うこと。
- (2) 内訳書のチェックは、入札参加者から提出された内訳書の内容を確認し、談合の形跡がないかを入念にチェックすること。

5 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、公正取引委員会及び千葉県警察へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上で事情聴取の対象者から提出させること。

なお、落札者決定後の場合は、様式の文書表現中、4行目の「落札後、」を抹消して用いること。

- (2) 入札に係る警告事項は、書面にて交付すること。
- (3) 誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若

しくは第8条第1号又は刑法第96条の6に違反した場合、極めて不誠実な行為とみなし、野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱に基づき、指名停止期間を加重して措置するものとする。

6 報道機関との対応

報道機関との対応については事務局を所管する長が行う。

第6 見積り合わせに係る談合情報への対応

本マニュアルの規定は、見積り合わせに係る談合情報について準用する。

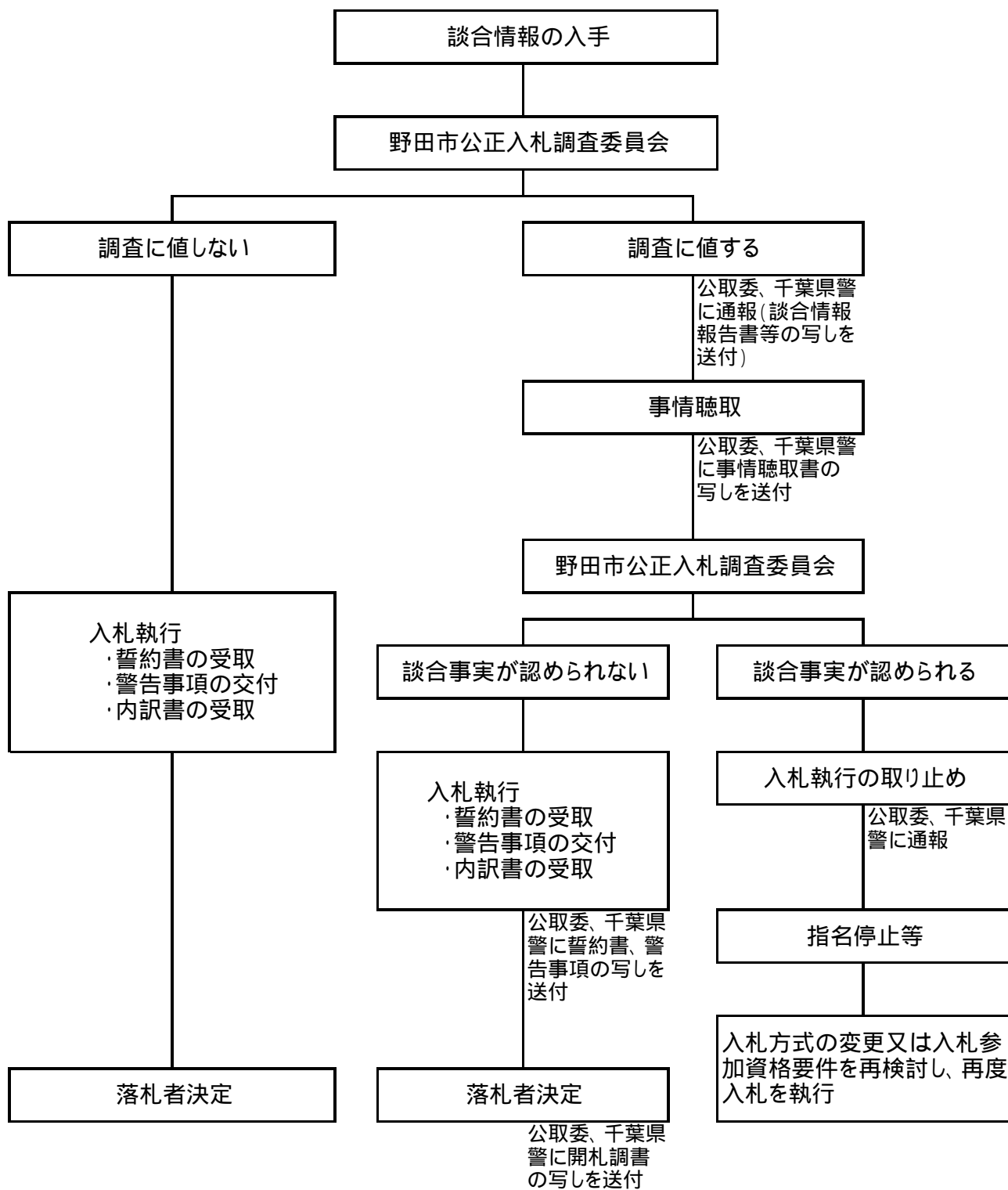
附 則

- 1 このマニュアルは、平成28年11月24日から施行する。
- 2 不正行為等の連絡があった場合の処理方針（平成6年3月1日実施）は、廃止する。

附 則

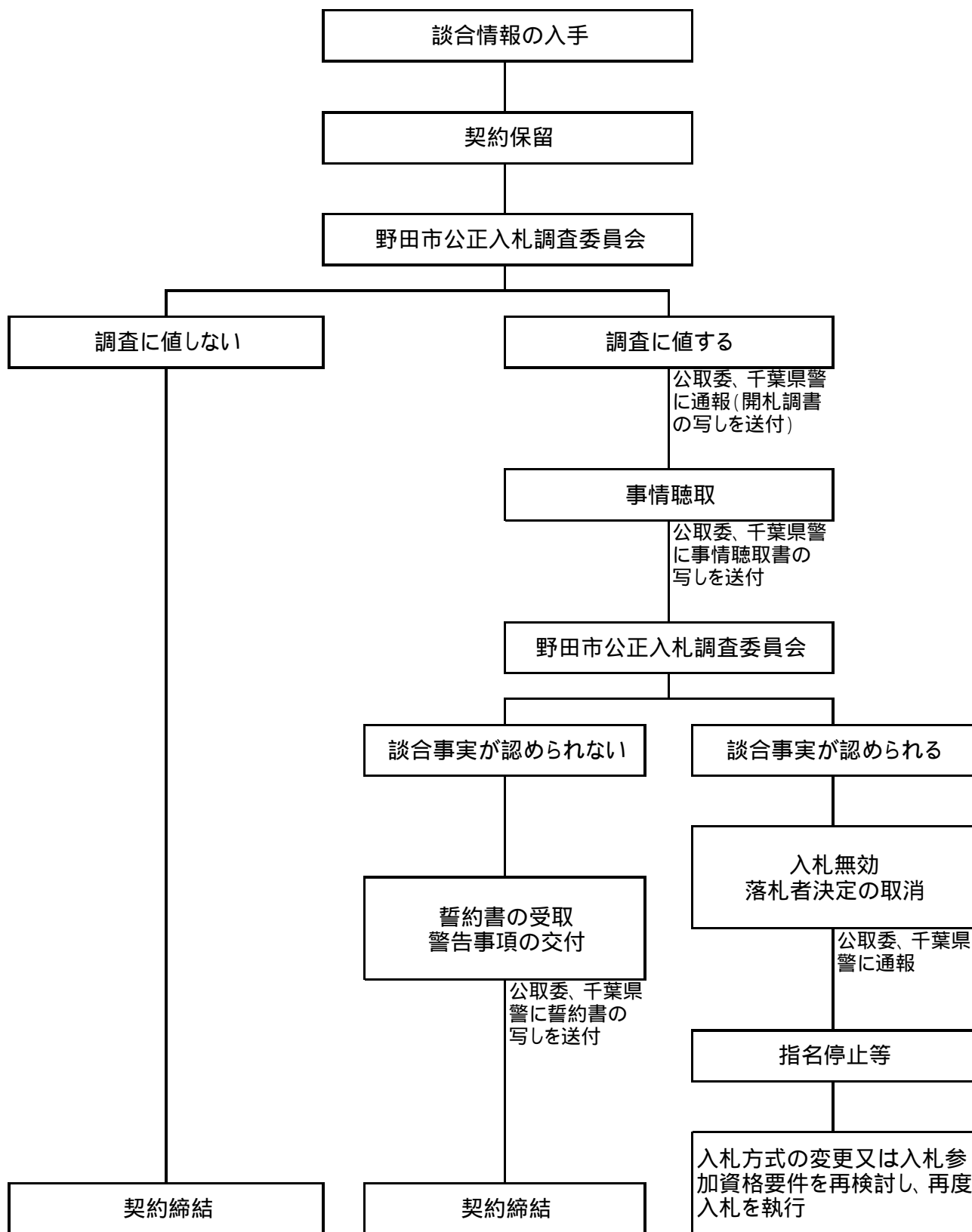
このマニュアルは、平成30年6月19日から施行する。

談合情報対応フロー図 (落札者決定前に談合情報を把握した場合)



談合情報対応フロー図

(落札者決定後、契約締結前に談合情報を把握した場合)



談合情報対応フロー図 (契約締結後、談合情報を把握した場合)

